



# 神奈川県 消防設備会報

第45号 令和3年8月



みなとみらいの雄姿

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023  
横浜市中区山下町1シルクセンター4F  
TEL 045-201-1908  
FAX 045-212-0971  
<https://www.02-ksk.or.jp>  
E-mail:info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第45号 令和3年8月） 目次

|   |    |
|---|----|
| 理事長 あいさつ 西津英二                                       | 1  |
| 寄稿 二酸化炭素消火設備の適正な維持管理に向けて<br>川崎市消防局予防部担当部長兼予防課長 大友正人 | 2  |
| 表彰の荣誉に輝いた方々   | 5  |
| 優良点検事業所認定制度の活用を！                                    | 6  |
| 令和3年度第1回理事会・評議員会の概要                                 |    |
| 令和2年度事業の実施結果概要                                      | 8  |
| 役員等の選任  | 12 |
| 令和3年度事業の概要  | 14 |
| 令和2年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験・危険物取扱者試験）                 | 16 |
| 点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！                                | 18 |
| 消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿                                | 19 |
| 防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内                                | 20 |
| 令和3年1月以降の主な通知等                                      | 24 |
| 協会からのお知らせ   | 25 |

**表紙:みなとみらいの雄姿**

横浜市西区みなとみらい地区にある日本丸メモリアルパークを訪ねると、初代日本丸が静かに佇んでいる。1984年に航海練習船としての役目を終え、今は観光資源となっているが、その美しい姿は今でも健在で、歴史的建造物である第1号ドックとともに、その場を凜とした空気感で満たしている。

(写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様)



## 理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会  
理事長 西津 英二

梅雨明け後、東京オリンピックとともに夏空が広がり、コロナ禍での2度目の夏を迎えました。消防設備業界の発展に資することを目的に、協会発足以来、関係者のご尽力を賜り、長きにわたり、その発展に努めて参りましたが、この間、当協会の事業運営等につきましては、会員の皆様はもとより、行政機関や関係団体の皆様にひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜りましたこと、改めて、誌面を借りまして厚くお礼申し上げます。

地球規模の災禍ともいわれるコロナウイルスは一向に収まることなく、国内では変異株へと置き換わり、東京に続き神奈川にも緊急事態宣言が発出されました。ワクチン接種が進んではいますが、感染予防対策の一層の徹底が求められるところです。

安全な社会基盤、住民の生命と財産を守る役割の一端を担う当協会では、どのような社会の変動があっても、防火対象物の安全確保など、安全で安心して暮らせる社会の基盤づくりに努め、住民の生命と財産を守る者として、次の世代に継承していくことが肝要であります。

さて、今年度最初の「理事会」、「評議員会」（コロナ感染拡大の影響により書面にての開催）におきまして、協会事業の2本柱である「講習事業」、そして「点検済表示制度（ラベル）事業」等についてご報告しました。講習事業はコロナ禍にあって厳しい状況ではあるものの、定員を抑え感染予防対策を施し、細心の注意を払いながら実施、ラベル事業については、皆様のご協力により、前年度対比97.9%と、マイナスを最小限に抑えることができたこと等についてご説明し、令和2年度決算についてご承認をいただきました。

今年度もコロナ感染拡大の影響により、講習については定員を減らさざるを得ず、厳しい状況となっておりますが、引き続き火災予防や防災意識の向上に努めて参りたいと考えております。

点検済表示制度の実施状況並びに点検報告率など様々な課題のある中、行政機関、関係団体の皆様と連携、協力して、会員の皆様、県民の皆様に対し、より一層お役に立てるよう全力を尽くしていく所存でございますので、今後とも一層のご支援とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

一日も早いコロナウイルスの終息と平穏な生活が戻ることを願い、会員各位のご隆盛をご祈念申し上げます。

# 二酸化炭素消火設備の適正な維持管理に向けて

川崎市消防局予防部担当部長兼予防課長 大友 正人

## 1 はじめに

二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）は、火災が発生した場合に、空気中の酸素濃度を低下させることによる窒息効果により消火する設備で、消火に伴う汚損、水損等が少ない、電気絶縁性がある等の特徴があり、防火対象物の通信機器室、電気室、ボイラー室、駐車場等の火災を有効に消火することができる設備です。

しかしながら、最近、二酸化炭素消火設備の放出による事故が相次いで発生しているところであり、事故の概要、総務省消防庁及び川崎市消防局の対応、二酸化炭素の性状、今後の動向等について情報提供します。

## 2 二酸化炭素消火設備に係る事故の概要等

令和2年12月以降に発生した二酸化炭素消火設備に係る事故の概要、総務省消防庁及び川崎市消防局の対応は次のとおりです。

### (1) 愛知県名古屋市における事故（令和2年12月22日発生）

機械式駐車場のメンテナンス作業中に、二酸化炭素消火設備を誤って作動させたことにより二酸化炭素が放出（死者1名、負傷者10名）

（総務省消防庁の対応）

→ 令和2年12月23日付け消防予第410号で、各都道府県や消防本部、事業者団体等に以下の内容を通知

- 二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事等が行われる場合、誤作動や誤放出を行わせないように、二酸化炭素消火設備の有識者（第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者）が立ち会うこと。

（川崎市消防局の対応）

→ 事故を踏まえた消防予第410号に基づく安全対策について、建物関係者への啓発の機会（市ホームページを含む。）を捉えて周知

### (2) 東京都港区における事故（令和3年1月23日発生）

二酸化炭素消火設備の点検実施中に、二酸化炭素が放出（死者2名、負傷者1名）

（総務省消防庁の対応）

→ 令和3年1月28日付け消防予第22号で、各都道府県や消防本部、事業者団体等に以下の内容を通知

- 点検作業は、二酸化炭素消火設備の点検要領について熟知した者が行うこと。
- 昭和49年以前から設置されている二酸化炭素消火設備は、その仕様や機器構成等が点検要領等で想定するものと異なる可能性があることから、工事や整備、点検を実施する際には、消火設備メーカー等に安全対策を確認した上で、作業を実施すること。

（川崎市消防局の対応）

→ 類似の事案発生を防止するための当面の対応として、消防予第410号及び消防予第22号に基づく安全対策について、建物関係者、消防設備士及び消防設備点検資格者へ周知するとともに、川崎市消防設備協同組合に対しても周知依頼

(3) 東京都新宿区における事故（令和3年4月15日発生）

共同住宅の機械式駐車場において、何らかの理由で二酸化炭素消火設備の消火剤が放出（死者4名、負傷者2名）

（総務省消防庁の対応）

→ 令和3年4月15日付け消防予第187号で、各都道府県や消防本部、事業者団体等に以下の内容を通知

- 二酸化炭素消火設備が設けられた付近での工事等における安全管理体制を確保すること。
- 工事等の従事者に対する安全対策を周知徹底すること。

（消火剤が放出されないよう閉止弁を閉止する等の措置を講じた上でなければ当該工事等を開始しないことなど）

（川崎市消防局の対応）

→ 類似の事故の発生を防止するため、消防予第187号に基づく安全対策について、防火対象物の関係者等に対し、立入検査、出向等の機会を捉えて注意喚起するとともに、川崎市消防設備協同組合に対しても周知依頼。

3 二酸化炭素の性状等について

総務省消防庁では、全域放出方式の二酸化炭素消火設備に係るなお一層の安全対策の充実を図るため、「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」（平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号）を通知しており、二酸化炭素の主な性状等について、次のとおりとりまとめ、二酸化炭素消火設備の設置場所、防護区画及び隣接する部分に係る安全対策、起動装置、消火剤を安全な場所に排出するための措置、放出表示灯、音響警報装置、二酸化炭素消火設備の管理等について、同ガイドラインの趣旨を反映した設計、設置・維持管理等を行うことが適当であるとされています。

(1) 二酸化炭素を吸入した場合の症状

ア 気中濃度が3～6%では、数分から数十分の吸入で、過呼吸、頭痛、めまい、悪心、知覚の低下などが現れます。

イ 気中濃度が10%以上では、数分以内に意識喪失し、放置すれば急速に呼吸停止を経て死に至ります。

ウ 気中濃度が30%以上では、ほとんど8～12呼吸で意識を喪失します。

(2) 消火剤としての消火作用

二酸化炭素は、熱容量の大きい気体で、一般の火災に対しては化学的に不活性（分解、化学反応等を起こさない。）です。したがって、二酸化炭素の消火作用には、①燃料と空気の混合によって形成される可燃性混合気中の燃料及び酸素濃度を低下させ、燃焼反応を不活発にし消火に導く作用と、②二酸化炭素の熱容量で炎から熱を奪い、炎の温度を低下させ燃焼反応を不活発にし消火させる作用の2つがあり、それらが複合し消火効果をあらわします。また、保存容器中に液化され貯蔵されている二酸化炭素が、放出時気化する時の蒸発潜熱も火炎の冷却に寄与し、消火剤としてより効果的に作用します。

(3) 消火剤として防護区画に放出された場合の危険性

ア 消火に用いる濃度（概ね35%）では、ほとんど即時に意識喪失に至ります。

イ 高濃度（55%以上）の二酸化炭素が存在すると、酸素欠乏症とあいまって、短時間で生

命が危険になります。

#### 4 今後の動向等

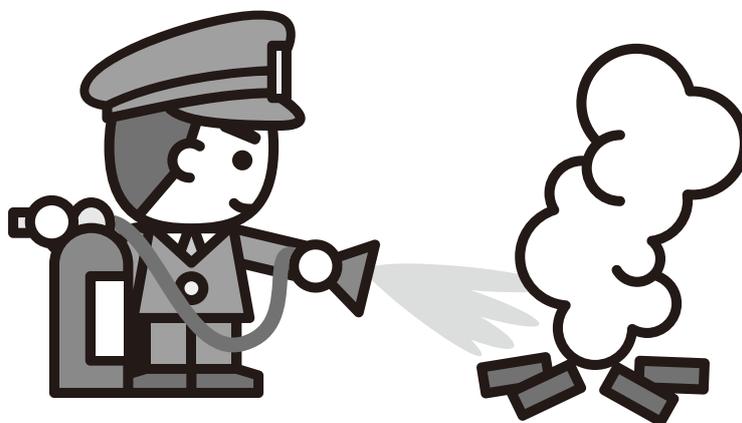
一連の事故原因については、関係機関による調査が行われているところですが、総務省消防庁では、二酸化炭素消火設備の事故を踏まえて、有識者による「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」を開催し、二酸化炭素消火設備の設置状況、安全対策の措置状況等、工事、メンテナンス等における安全管理体制等について把握し、事故発生の要因を抽出整理し、年内を目途に、安全対策をとりまとめる予定としており、「二酸化炭素消火設備等の設置状況等に係る調査について」（令和3年4月28日付け消防予第229号）により、各都道府県や消防本部に、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の設置状況、消防予第187号通知による注意喚起の実施状況等について、また、「二酸化炭素消火設備の設置状況等に係る調査について」（令和3年7月16日付け消防予第371号）により、二酸化炭素消火設備における安全対策の措置状況等について、それぞれ調査しています。

#### 5 おわりに

二酸化炭素消火設備に係る事故については、確認できたもので昭和40年代後半から散見されており、様々な安全対策が講じられていますが繰り返し発生しています。

今後も、新たな安全対策がとりまとめられる予定ですが、この間も二酸化炭素消火設備の適正な維持管理が求められます。消防設備士、消防設備点検資格者、ビルメンテナンス関係事業者、防火対象物の関係者等が、設置されている二酸化炭素消火設備のメーカー、形式、設置場所及び維持管理の状況等を考慮し十分な安全対策を講じることが必要です。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の皆様におかれましては、二酸化炭素消火設備の機構等について十分認識し、改めて一連の事故の概要、総務省消防庁からの通知に基づく安全対策、二酸化炭素の性状等を確認して、また、放出後の対応についても想定するなど、二酸化炭素消火設備の適正な維持管理にご協力いただくとともに、何より「事故防止」を徹底いただくようお願いいたします。



## 表彰の栄誉に輝いた方々

### 第20回 協会理事長表彰

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会は、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に關し、永年にわたり適正な業務を行った方又は適正な業務の推進に尽力した方等に対して、理事長表彰を行っています。

表彰制度は、平成13年度に創設し、令和2年度には「第20回理事長表彰」を行いました。表彰は表彰規程のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

- ① 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務に従事し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ② 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務の推進に尽力し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務の推進に尽力した者
- ③ 消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する者
- ④ その他表彰に値すると理事長が認める者

上記①又は②による表彰を受賞した者であって、受賞から5年を超える期間が経過した後も、さらなる功勞、功績等があったと認められる者に対しては、「特別功勞賞」の対象とすることができる。

今回の表彰にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

#### ○受賞者（五十音順）

梅田希世志 様（株式会社ミズモリ 代表取締役）  
遠藤 卓哉 様（ニッタン株式会社 横浜支社長）  
加納 敏郎 様（株式会社東弘商会 専務取締役）  
土田 厚 様（株式会社アキタ 代表取締役）  
萩原 和則 様（有限会社前出防災 代表取締役）  
眞野 明夫 様（有限会社眞野商会 代表取締役）  
森久保 茂 様（有限会社相模共栄防災設備 代表取締役）

共和防災設備株式会社 様（代表取締役 森 雄治 様）

#### 「特別功勞賞」

石井 修 様（有限会社ボーサイメッセ 代表取締役）

## 優良点検事業所認定制度の活用を！

### ○ 優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている表示登録会員の事業所を、『優良点検事業所』として認定する当協会独自の制度です。

### ○ 手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立ち会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などをチェックします。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検事業所としての認定・不認定が決定されます。

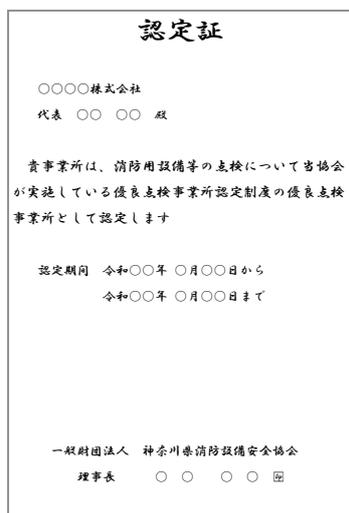
### ○ 制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

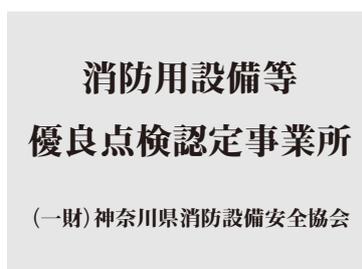
### ○ 優良点検事業所に認定されると！

優良点検事業所として認定されますと、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定証」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

また、防火対象物には、表示プレートが無償で貸与されます。



認定証



金ラベル証

※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。



表示プレート

### ○ 対象地域は！

平成28年度からの制度開始から約1年間は、横浜市、川崎市及び相模原市を対象として実施してきましたが、平成29年8月1日からは、より多くの事業所及び防火対象物が制度の対象となるよう、神奈川県内全域を対象としています。

優良点検事業所「認定一覧」

| 認定日            | 事業所名           | 住所                                | 電話番号          |
|----------------|----------------|-----------------------------------|---------------|
| 2020年10月28日(再) | 株式会社 マルヤマ      | 横浜市磯子区磯子3-1-40                    | 045-761-4317  |
| 2020年10月28日(再) | 株式会社 栄広プロビジョン  | 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1                  | 045-312-3883  |
| 2021年6月21日(再)  | 株式会社 東神防災工業    | 横浜市南区六ッ川2-9-18                    | 045-715-0363  |
| 2021年2月17日(再)  | 有限会社 ヤマト消防設備   | 横浜市西区平沼1-18-2                     | 045-322-7651  |
| 2021年2月17日(再)  | アラームマネジメント株式会社 | 相模原市中央区星が丘4-2-25<br>センチュリー星が丘401号 | 090-8568-4427 |
| 2021年6月21日(再)  | 株式会社 アキタ       | 相模原市南区相模台6-17-20                  | 042-744-4968  |
| 2021年6月21日(再)  | 株式会社 網代防災設備    | 横浜市神奈川区神大寺3-1-35                  | 045-481-8448  |
| 2020年2月7日(再)   | 共栄防災設備株式会社     | 横浜市神奈川区白幡東町14-7                   | 045-434-1123  |
| 2020年2月7日(再)   | 相日防災株式会社 横浜本店  | 横浜市泉区緑園7-7-8                      | 045-811-1390  |
| 2020年10月28日(再) | 株式会社 赤塚防災設備    | 川崎市川崎区藤崎1-24-17                   | 044-244-0064  |
| 2020年10月28日(再) | 株式会社 ハマ防災      | 横浜市磯子区広池町7-4                      | 045-751-6383  |
| 2021年6月21日(再)  | さくら防災有限会社      | 横浜市旭区二俣川1-79-26                   | 045-392-1078  |
| 2020年2月7日      | パシフィック通工株式会社   | 横浜市旭区白根3-16-17                    | 045-955-0011  |
| 2020年2月7日      | 株式会社 清水商工      | 横浜市都筑区東方町44                       | 045-472-3488  |
| 2020年2月7日      | 株式会社 ニチナンメンテ   | 横浜市港北区日吉7-6-30                    | 045-560-6601  |

\* 認定日の欄中の(再)は、優良点検事業所として再認定された年月日を示します。

# 令和3年度第1回理事会・評議員会の概要

令和3年度第1回の理事会及び令和3年度第1回評議員会をそれぞれ開催しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による会議として開催し、次の議案についてご審議いただき、すべてが承認されました。

- ・第1号議案 令和2年度事業報告について
- ・第2号議案 令和2年度決算について
- ・第3号議案 役員の選任について

## 令和2年度事業の実施結果概要

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

### 1 各種講習事業

#### (1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

| 種 別 | 前 期       | 中 期        | 後 期      | 申請者数 | 受講者数 |
|-----|-----------|------------|----------|------|------|
| 1種  | 9/7～9/9   | 12/1～12/3  | 3/2～3/4  | 266  | 230  |
| 2種  | 9/28～9/30 | 12/8～12/10 | 3/9～3/11 | 252  | 200  |
| 計   |           |            |          | 518  | 430  |

#### (2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

| 種 別 | 前 期 | 中 期      | 後 期          | 申請者数  | 受講者数 |
|-----|-----|----------|--------------|-------|------|
| 1種  | 中止  | 7/8・7/21 | 1/20・2/16・18 | 491   | 464  |
| 2種  | 中止  | 7/9・7/22 | 1/23・2/17・19 | 555   | 533  |
| 計   |     |          |              | 1,046 | 997  |

#### (3) 消防設備士受験準備講習

コロナ感染拡大防止のため、中止としました。(令和元年度実績 受講者28名)

(4) 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

| 種 別      | 実 施 日                              | 申請者数  | 受講者数  |
|----------|------------------------------------|-------|-------|
| 消火設備     | 10/6・10/29・11/12・11/19             | 517   | 508   |
| 警報設備     | 10/7・10/15・10/27・11/12・11/19・11/20 | 918   | 908   |
| 避難設備・消火器 | 10/8・10/14・10/28・11/10・11/18       | 736   | 731   |
| 計        |                                    | 2,171 | 2,147 |

(5) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

・受講者数 72名 (11/26・11/27)

(6) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会からの委託を受けて実施しました。

| 種 別                 | 実 施 日                    | 申請者数 | 受講者数 |
|---------------------|--------------------------|------|------|
| 甲種防火管理<br>新規講習      | 8/27・28、12/17・18、3/25・26 | 189  | 164  |
| 甲種防火管理<br>再講習       | 12/15                    | 61   | 58   |
| 乙種防火管理<br>新規講習      | 8/26、2/25                | 138  | 120  |
| 防災管理講習              | 7/1、2/26                 | 89   | 84   |
| 防火・防災管理<br>新規講習(併催) | 8/13・14、9/17・18、9/24・25  | 230  | 192  |
| 計                   |                          | 707  | 618  |

(7) 消防設備実技・実務研修会

コロナ感染拡大防止のため、中止しました。(令和元年度実績 受講者91名)

2 普及啓発事業等

(1) 会員制度維持事業

講習会・研修会の開催、法令の改正、新機器開発の紹介、参考図書の斡旋等について、随時情報の提供を行うとともに、消防設備会報(年2回)を発行し、全会員に対して各種の情報提供を行いました。

・会報 各550部

(2) 消防用設備点検報告制度普及推進事業

ア 消防用設備等点検済表示管理委員会

平成8年7月に発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の34名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議等を行っています。

開催年月日：令和2年7月16日（書面）、令和3年1月26日（書面）

また、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議する組織として、小委員会を設けており、委員は次の7名で構成されています。

清水 廣司 委員（委員長）

竹洞 勉 委員 石田 正 委員 佐藤 康司 委員

一宮 英雄 委員 武者 恵吾 委員 大石 潔 委員

令和2年度は、優良点検事業所として新規が0件、再認定が6件ありました。

また、優良点検事業所認定等委員会は、点検済表示管理委員会から付託された事項についても審議を行いました。

優良点検事業所認定等委員会は、次の7名で構成されています。

落合 俊雄 委員（委員長）

前田 純一 委員 小関 正男 委員 水野 高志 委員

小堺 宗二 委員 関 文男 委員 白根巳喜夫 委員

イ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外用の『点検済票』の発行・交付を行いました。

令和2年度の交付実績 1,094,980枚

ウ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 2名、地区別点検推進指導員 4名

実施施設 26施設（小中学校26校）

教育委員会からの依頼を受け、学校での保守点検時の立会いを実施するとともに、介護施設等の新規開拓を行いました。

エ その他普及啓発事業

① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号に点検済表示制度について寄稿

② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM 会報」（年3回発行）に点検済表示制度について寄稿

3 県民等への便宜等の提供

(1) 刊行物販売事業

（一財）日本消防設備安全センターが発行する消防用設備等に関する法令・技術関係及び受験対策などの参考図書類の斡旋を行いました。

- (2) 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セーフティマーク）等頒布斡旋事業  
防火対象物定期点検報告制度に係る『防火基準点検済証』（23件）、『防火優良認定証』（30件）、『防災基準点検済証』（2件）、『防災優良認定証』（0件）、『防火・防災基準点検済証』（6件）、『防火・防災優良認定証』（0件）の頒布斡旋を行いました。

#### 4 各種会議の開催

(1) 理事会、評議員会

ア 理事会

令和2年5月10日（書面）、5月29日（書面）、令和3年3月19日

イ 評議員会

令和2年5月29日（書面）、7月10日（書面）

(2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

ア 神奈川県消防保安課との関係

- ・令和2年度神奈川県消防設備士法定講習の事務受託及び講習会の実施
- ・法令改正、各種通達の情報提供を受けました。

イ 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・賛助会員として安全センター事業に協力しました。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施しました。
- ・安全センター取扱保険（消防設備業総合保険、消防防災福利厚生支援事業の加入促進及び手続事務を実施しました。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入しました。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスク等の提供を受けました。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けました。
- ・安全センターの「消防防災福利厚生支援事業運営委員会」の委員として役員を派遣し、事業に協力しました。

ウ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等（書面開催）に出席し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行いました。

エ その他の関係機関との関係

（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣しました。

## 一 役員等の選任

令和3年度第1回の理事会及び評議員会において、推薦団体の役員改選や所属の人事異動等に伴う新たな理事及び評議員の選任が行われました。

7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

### (一財) 神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(令和3年7月末現在 業種別 理事・監事敬称略)

| 役 職   | 区 分         | 氏 名       | 所 属・会社名                     | 所属役職          |
|-------|-------------|-----------|-----------------------------|---------------|
| 理 事 長 | 消防用設備・機器    | 西 津 英 二   | 株式会社栄広プロビジョン                | 代表取締役         |
| 副理事長  | 電 気 設 備     | 山 口 宏     | (一社) 神奈川県電業協会<br>株式会社共栄社    | 会長<br>代表取締役社長 |
| 〃     | 管 工 事 ・ 空 調 | 原 宣 幸     | 神奈川県管工事協同組合連合会<br>原設備工業株式会社 | 会長<br>代表取締役   |
| 理 事   | 消防用設備・機器    | 遠 藤 卓 哉   | ニッタン株式会社横浜支社                | 支社長           |
| 〃     | 〃           | 中 川 龍 太 郎 | モリタ宮田工業株式会社                 | 代表取締役社長       |
| 〃     | 〃           | 藤 野 一 彦   | ホーチキ株式会社横浜支店                | 支店長           |
| 〃     | 〃           | 伊 藤 睦     | 能美防災株式会社横浜支社                | 支社長           |
| 〃     | 〃           | 石 田 正     | 神奈川県防災消防協同組合<br>株式会社アトラス    | 理事長<br>代表取締役  |
| 〃     | 〃           | 竹 洞 勉     | 防災かながわ協同組合<br>株式会社東弘商会      | 理事長<br>代表取締役  |
| 〃     | 〃           | 河 本 伊 久 雄 | 株式会社河本総合防災                  | 代表取締役社長       |
| 〃     | 〃           | 黒 澤 麻 志   | 相日防災株式会社                    | 代表取締役社長       |
| 〃     | 電 気 設 備     | 加 藤 哲 郎   | (一社) 神奈川県電業協会<br>協成電気株式会社   | 副会長<br>代表取締役  |
| 〃     | 〃           | 青 博 孝     | 神奈川県電気工事工業組合<br>向栄電気工業株式会社  | 理事<br>代表取締役   |
| 〃     | 管 工 事 ・ 空 調 | 石 田 隆     | 神奈川県管工事協同組合連合会<br>神中工業株式会社  | 理事<br>代表取締役社長 |
| 〃     | 公 社 ・ 協 会   | 二 見 稔     | (一社) 神奈川県経営者協会              | 専務理事          |
| 〃     | 〃           | 原 悟 志     | (公財) 川崎市消防防災指導公社            | 理事長           |
| 〃     | 〃           | 大 石 潔     | (一財) 神奈川県消防設備安全協会           | 事務局長          |
| 監 事   | 消防用設備・機器    | 邑 上 一 弥   | 横浜市防災機器販売協同組合<br>株式会社東神防災工業 | 副理事長<br>代表取締役 |
| 〃     | 電 気 設 備     | 立 山 亘 嗣   | 神奈川県電気工事工業組合                | 事務局長          |

(一財) 神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(令和3年7月末現在 業種別 評議員 敬称略)

| 区分       | 氏名     | 所属・会社名                                 | 所属役職            |
|----------|--------|--|-----------------|
| 消防機関     | 山田 裕之  | 横浜市消防局 (消防長会横浜地区長)                     | 予防部長            |
| 〃        | 砥石 勝美  | 川崎市消防局 (消防長会川崎地区長)                     | 予防部長            |
| 〃        | 森 泰教   | 相模原市消防局 (消防長会相模原地区長)                   | 参事兼予防課長         |
| 〃        | 高橋 務   | 横須賀市消防局 (消防長会三浦半島地区長)                  | 予防課長            |
| 〃        | 鈴木 良彦  | 茅ヶ崎市消防本部 (消防長会湘南地区長)                   | 予防課長            |
| 〃        | 岡部 健   | 小田原市消防本部 (消防長会県西地区長)                   | 予防課長            |
| 〃        | 池田 肇   | 海老名市消防本部 (消防長会県央地区長)                   | 参事兼予防課長         |
| 消防用設備・機器 | 一宮 英雄  | 相模原市防災設備協同組合<br>東京消設株式会社               | 理事長<br>代表取締役    |
| 〃        | 佐藤 康司  | 横浜市防災機器販売協同組合<br>有限会社佐藤防災商会            | 理事長<br>代表取締役    |
| 〃        | 武者 惠吾  | 川崎市消防設備協同組合<br>晃洋商事株式会社                | 理事長<br>代表取締役    |
| 〃        | 清水 廣司  | 株式会社清水商工                               | 代表取締役           |
| 〃        | 木内 忠   | 共栄防災設備株式会社                             | 代表取締役           |
| 〃        | 野村 明弘  | 株式会社渡辺武商店湘南支店                          | 支店長             |
| 電気設備     | 山村 信幸  | 神奈川県電気工事工業組合<br>株式会社美濃屋山村電気            | 副理事長<br>代表取締役   |
| 〃        | 松田 茂   | 一般社団法人神奈川県電業協会<br>株式会社江電社              | 常任理事<br>代表取締役会長 |
| 管工事・空調   | 田野口 博臣 | 横浜市管工事協同組合                             | 専務理事            |
| 〃        | 鈴野 和重  | 一般社団法人神奈川県空調衛生工業会                      | 専務理事            |
| 防火対象物関係者 | 小林 亨   | 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会                   | 理事              |
| 〃        | 潮田 光正  | 一般社団法人神奈川県経営者協会防災委員会<br>三菱重工業株式会社横浜製作所 | 防災委員会委員<br>所長代理 |
| 〃        | 倉田 雅史  | 一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会<br>株式会社東海ビルメンテナンス | 副会長<br>代表取締役社長  |
| 関連団体     | 坂野 満   | 公益社団法人横浜市防火防災協会                        | 常任理事            |
| 〃        | 大谷 新一郎 | 公益社団法人相模原市防災協会                         | 理事長             |
| 〃        | 飯田 孝彦  | 公益財団法人神奈川県消防協会                         | 会長              |
| 〃        | 佐藤 正高  | 一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会                   | 専務理事            |

## 令和3年度事業の概要

### ◎ 各種講習事業

- ・消防設備点検資格者講習
- ・消防設備点検資格者再講習
- ・消防設備士法定講習
- ・防火・防災管理講習
- ・蓄電池設備整備資格者講習

### ◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等それぞれの対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

#### (1) 消防設備会報の発行

- ・会員対象に年2回発行

#### (2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加

#### (3) FAX ニュースの発行

- ・緊急のお知らせ、消防法関係の通知・通達等

#### (4) ホームページでの情報提供< <https://www.02-ksk.or.jp> >

- ・協会の事業紹介、各種講習会、研修会のお知らせ

#### (5) パンフレット等の配布

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等の配布

### ◎ 行政機関及び関係機関・団体との連携調整事業

#### (1) 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習を受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業の推進に努めています。

(3) (一財) 日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会を受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・(一財) 日本消防設備安全センターの各種保険の事務を取り扱います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業を推進します。

◎消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・防火対象物の消防用設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。
- ・優良点検事業所等の認定制度を推進します。

◎協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、優れた業績を有する個人及び事業所に対し、第21回理事長表彰を行います。

- ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎消防用設備等関係参考図書類斡旋事業

- ・法令、技術、受験対策等の図書類の斡旋を行います。

◎防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、斡旋を行います。

# 令和2年度 消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験

第1回

(令和2年11月14日実施)

|     |     | 申請者数  | 受験者数 | 欠席者数  | 受験率   | 合格者数 | 不合格者数 | 合格率   |
|-----|-----|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 甲種  | 特 類 | 9     | 7    | 2     | 77.8% | 4    | 3     | 57.1% |
|     | 第1類 | 164   | 106  | 58    | 64.6% | 39   | 67    | 36.8% |
|     | 第2類 | 35    | 28   | 7     | 80.0% | 5    | 23    | 17.9% |
|     | 第3類 | 33    | 25   | 8     | 75.8% | 5    | 20    | 20.0% |
|     | 第4類 | 203   | 150  | 53    | 73.9% | 56   | 94    | 37.3% |
|     | 第5類 | 48    | 38   | 10    | 79.2% | 14   | 24    | 36.8% |
|     | 小 計 | 492   | 354  | 138   | 72.0% | 123  | 231   | 34.7% |
| 乙種  | 第1類 | 48    | 37   | 11    | 77.1% | 20   | 17    | 54.1% |
|     | 第2類 | 10    | 8    | 2     | 80.0% | 5    | 3     | 62.5% |
|     | 第3類 | 9     | 7    | 2     | 77.8% | 2    | 5     | 28.6% |
|     | 第4類 | 108   | 69   | 39    | 63.9% | 18   | 51    | 26.1% |
|     | 第5類 | 22    | 17   | 5     | 77.3% | 4    | 13    | 23.5% |
|     | 第6類 | 282   | 206  | 76    | 73.0% | 78   | 128   | 62.8% |
|     | 第7類 | 48    | 43   | 5     | 89.6% | 27   | 16    | 62.8% |
| 小 計 | 527 | 387   | 140  | 73.4% | 154   | 233  | 39.8% |       |
| 合 計 |     | 1,019 | 741  | 278   | 72.7% | 277  | 464   | 37.4% |

消防設備士試験

第2回

(令和3年3月13日実施)

|     |     | 申請者数  | 受験者数 | 欠席者数  | 受験率   | 合格者数 | 不合格者数 | 合格率   |
|-----|-----|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 甲種  | 特 類 | 27    | 24   | 3     | 88.9% | 4    | 20    | 16.7% |
|     | 第1類 | 152   | 96   | 56    | 63.2% | 44   | 52    | 45.8% |
|     | 第2類 | 67    | 40   | 27    | 59.7% | 13   | 27    | 32.5% |
|     | 第3類 | 74    | 53   | 21    | 71.6% | 29   | 24    | 54.7% |
|     | 第4類 | 255   | 166  | 89    | 65.1% | 57   | 109   | 34.3% |
|     | 第5類 | 61    | 43   | 18    | 70.5% | 14   | 29    | 32.6% |
|     | 小 計 | 636   | 422  | 214   | 66.4% | 161  | 261   | 38.2% |
| 乙種  | 第1類 | 52    | 35   | 17    | 67.3% | 12   | 23    | 34.3% |
|     | 第2類 | 15    | 12   | 3     | 80.0% | 4    | 8     | 33.3% |
|     | 第3類 | 24    | 21   | 3     | 87.5% | 5    | 16    | 23.8% |
|     | 第4類 | 208   | 150  | 58    | 72.1% | 50   | 100   | 33.3% |
|     | 第5類 | 18    | 15   | 3     | 83.3% | 10   | 5     | 66.7% |
|     | 第6類 | 346   | 266  | 80    | 76.9% | 126  | 140   | 47.4% |
|     | 第7類 | 79    | 56   | 23    | 70.9% | 32   | 24    | 57.1% |
| 小 計 | 742 | 555   | 187  | 74.8% | 239   | 316  | 43.1% |       |
| 合 計 |     | 1,378 | 977  | 401   | 70.9% | 400  | 577   | 40.9% |

## 令和2年度 消防設備士試験実施結果

|    |       | 申請者数  | 受験者数 | 欠席者数  | 受験率   | 合格者数  | 不合格者数 | 合格率   |
|----|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 甲種 | 特類    | 36    | 31   | 5     | 86.1% | 8     | 23    | 25.8% |
|    | 第1類   | 316   | 202  | 114   | 63.9% | 83    | 119   | 41.1% |
|    | 第2類   | 102   | 68   | 34    | 66.7% | 18    | 50    | 26.5% |
|    | 第3類   | 107   | 78   | 29    | 72.9% | 34    | 44    | 43.6% |
|    | 第4類   | 458   | 316  | 142   | 69.0% | 113   | 203   | 35.8% |
|    | 第5類   | 109   | 81   | 28    | 74.3% | 28    | 53    | 34.6% |
|    | 小計    | 1,128 | 776  | 352   | 68.8% | 284   | 492   | 36.6% |
| 乙種 | 第1類   | 100   | 72   | 28    | 72.0% | 32    | 40    | 44.4% |
|    | 第2類   | 25    | 20   | 5     | 80.0% | 9     | 11    | 45.0% |
|    | 第3類   | 33    | 28   | 5     | 84.8% | 7     | 21    | 25.0% |
|    | 第4類   | 316   | 219  | 97    | 69.3% | 68    | 151   | 31.1% |
|    | 第5類   | 40    | 32   | 8     | 80.0% | 14    | 18    | 43.8% |
|    | 第6類   | 628   | 472  | 156   | 75.2% | 204   | 268   | 43.2% |
|    | 第7類   | 127   | 99   | 28    | 78.0% | 59    | 40    | 59.6% |
|    | 小計    | 1,269 | 942  | 327   | 74.2% | 393   | 549   | 41.7% |
| 合計 | 2,397 | 1,718 | 679  | 71.7% | 677   | 1,041 | 39.4% |       |

## 令和2年度 危険物取扱者試験実施結果

|    |     | 申請者数  | 受験者数  | 欠席者数  | 受験率   | 合格者数  | 不合格者数 | 合格率   |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 甲種 |     | 1,146 | 907   | 239   | 79.1% | 472   | 435   | 52.0% |
| 乙種 | 第1類 | 180   | 166   | 14    | 92.2% | 132   | 34    | 79.5% |
|    | 第2類 | 178   | 166   | 12    | 93.3% | 133   | 33    | 80.1% |
|    | 第3類 | 217   | 203   | 14    | 93.5% | 161   | 42    | 79.3% |
|    | 第4類 | 3,923 | 3,049 | 874   | 77.7% | 1,554 | 1,495 | 51.0% |
|    | 第5類 | 207   | 200   | 7     | 96.6% | 160   | 40    | 80.0% |
|    | 第6類 | 173   | 162   | 11    | 93.6% | 118   | 44    | 72.8% |
|    | 小計  | 4,878 | 3,946 | 932   | 80.9% | 2,258 | 1,688 | 57.2% |
| 丙種 |     | 153   | 127   | 26    | 83.0% | 94    | 33    | 74.0% |
| 合計 |     | 6,177 | 4,980 | 1,197 | 80.6% | 2,824 | 2,156 | 56.7% |

——点検済表示制度の推進——

# 点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分とはいえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。令和2年度のラベル交付枚数は1,094,980枚で、前年度より24,020枚の減少という状況でした。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

令和2年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ①点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ②防火対象物点検時の点検推進指導員派遣
- ③優良点検事業所認定制度の推進
- ④制度推進のための普及啓発（広告、行事参加等）

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いいたします。

### 点検済表示登録会員数

| 区 分    | 令和2年3月末会員数 | 令和3年3月末会員数 |
|--------|------------|------------|
| 1号表示会員 | 251        | 250        |
| 2号表示会員 | 7          | 7          |
| 合 計    | 258        | 257        |

—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——



## 消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(令和3年7月末現在 敬称略)

| 職名   | 氏名    | 所属                       | 役職       |
|------|-------|--------------------------|----------|
| 委員長  | 間正勝司  | 横浜市消防局                   | 指導課長     |
| 副委員長 | 重松純   | 川崎市消防局                   | 査察課長     |
| 副委員長 | 森泰教   | 相模原市消防局                  | 参事兼予防課長  |
| 委員   | 高橋務   | 横須賀市消防局                  | 予防課長     |
| 委員   | 後藤豊章  | 藤沢市消防局                   | 査察指導課長   |
| 委員   | 土井義昭  | 平塚市消防本部                  | 予防課長     |
| 委員   | 森裕司   | 鎌倉市消防本部                  | 予防課長     |
| 委員   | 岡部健   | 小田原市消防本部                 | 予防課長     |
| 委員   | 鈴木良彦  | 茅ヶ崎市消防本部                 | 予防課長     |
| 委員   | 鈴木頼嗣  | 逗子市消防本部                  | 消防予防課長   |
| 委員   | 小島伸幸  | 厚木市消防本部                  | 参事兼予防課長  |
| 委員   | 田中一哉  | 大和市消防本部                  | 予防課長     |
| 委員   | 齊藤正   | 泰野市消防本部                  | 参事兼予防課長  |
| 委員   | 小泉正治  | 伊勢原市消防本部                 | 予防課長     |
| 委員   | 有山博幸  | 座間市消防本部                  | 予防課長     |
| 委員   | 池田肇   | 海老名市消防本部                 | 参事兼予防課長  |
| 委員   | 西面晃則  | 綾瀬市消防本部                  | 予防課長     |
| 委員   | 小泉剛   | 大磯町消防本部                  | 消防総務課長   |
| 委員   | 守屋博行  | 葉山町消防本部                  | 予防課長     |
| 委員   | 貝瀬功   | 湯河原町消防本部                 | 警防課長     |
| 委員   | 中戸川財之 | 箱根町消防本部                  | 消防総務課長   |
| 委員   | 古谷賢   | 寒川町消防本部                  | 予防課長     |
| 委員   | 脇康之   | 二宮町消防本部                  | 消防課長     |
| 委員   | 岩澤浩和  | 愛川町消防本部                  | 消防課長     |
| 委員   | 佐藤幸治  | JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)   | 環境・防災部長  |
| 委員   | 杉本正之  | 能美防災(株)横浜支社              | CSサービス課長 |
| 委員   | 高宮広之  | モリタ宮田工業(株)営業本部機器事業部本店営業部 | 営業2課長    |
| 委員   | 清水廣司  | (株)清水商工                  | 代表取締役    |
| 委員   | 石田正   | 神奈川県防災消防協同組合             | 理事長      |
| 委員   | 竹洞勉   | 防災かながわ協同組合               | 理事長      |
| 委員   | 佐藤康司  | 横浜市防災機器販売協同組合            | 理事長      |
| 委員   | 一宮英雄  | 相模原市防災設備協同組合             | 理事長      |
| 委員   | 武者恵吾  | 川崎市消防設備協同組合              | 理事長      |
| 委員   | 大石潔   | (一財)神奈川県消防設備安全協会         | 常務理事     |

## 防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

|                |            |
|----------------|------------|
| 表示の種類：防火基準点検済証 | 防火優良認定証    |
| 防災基準点検済証       | 防災優良認定証    |
| 防火・防災基準点検済証    | 防火・防災優良認定証 |

### ■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

#### ◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では、防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

#### ◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1のうち、用途・階数・延べ面積に応じて要否が定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

### ■点検済表示制度

#### ◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

#### ◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（平成24年6月1日から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（平成24年6月1日から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

| 表示の種類       |                        | 仕様（【1】～【6】の説明） | 価格                                       |
|-------------|------------------------|----------------|--|
| 防火基準点検済証    | A = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | 【1】            | 3,300円                                   |
|             | B 1 = 壁掛式（額縁込）         | 【2】            | 5,500円                                   |
|             | B 2 = B 1 の額縁不要のもの     | 【3】            | 3,740円                                   |
|             | N = 壁貼付式               | 【4】            | 1,571円                                   |
| 防火優良認定証     | L = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | 【5】            | 【1】 = 厚4mm・重380g<br>・文字プレート差込式<br>3,876円 |
|             | M 1 = 壁掛式（額縁込）         | 【2】            | 5,971円                                   |
|             | M 2 = M 1 の額縁不要のもの     | 【3】            | 【2】 = 厚3mm・重610g<br>・文字刻印式<br>3,876円     |
| 防災基準点検済証    | I = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | 【5】            | 3,876円                                   |
|             | J 1 = 壁掛式（額縁込）         | 【2】            | 5,971円                                   |
|             | J 2 = J 1 の額縁不要のもの     | 【3】            | 【3】 = 厚3mm・重230g<br>・文字刻印式<br>3,876円     |
| 防火・防災基準点検済証 | O = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | 【5】            | 3,876円                                   |
|             | P 1 = 壁掛式（額縁込）         | 【2】            | 【4】 = 厚1mm・重110g<br>・文字シール式・塩ビ<br>5,971円 |
|             | P 2 = P 1 の額縁不要のもの     | 【3】            | 3,876円                                   |
| 防災優良認定証     | Q = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | 【5】            | 【5】 = 厚3mm・重280g<br>・文字刻印式<br>3,876円     |
|             | R 1 = 壁掛式（額縁込）         | 【2】            | 5,971円                                   |
|             | R 2 = R 1 の額縁不要のもの     | 【3】            | 3,876円                                   |
| 防火・防災優良認定証  | X = 壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類 | 【5】            | 【6】 = 縦5.5cm・横20cm<br>3,876円             |
|             | Y 1 = 壁掛式（額縁込）         | 【2】            | 5,971円                                   |
|             | Y 2 = Y 1 の額縁不要のもの     | 【3】            | 3,876円                                   |
| 文字プレート      | H = A用                 | 【6】            | 838円                                     |

備考

- 1 サイズ:A4（縦297mm 横210mm）
- 2 材質：表面 = 透明アクリル、背面 = 塩化ビニール（N = 透明塩化ビニール）
- 3 価格：文字記入の費用及び消費税が含まれています。
- 4 送料：別途必要です（文字プレート（H）のみ購入時は無料）。
- 5 B1・M1・J1・P1・R1・Y1：額縁とセットとなっています。
- 6 B2・M2・J2・P2・R2・Y2：手持ちの額縁がある場合にご利用ください。
- 7 壁掛式：背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。  
壁貼付式：裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。  
スタンド式：裏面にスタンド用の脚が付いています。
- 8 A：文字の部分がプレート差込式（文字プレート（H）を使用）となっています。
- 9 H：1年ごとの更新時にご利用ください（初回購入時は本体に含まれています）。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へ FAX にてお申込みください。

⇒防火基準点検済証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1+別紙1+必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・・・・様式1+別紙1+必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2+別紙2+必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・・・・様式2+別紙2+必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法及び送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会より請求書を送付します。

送料についてはお問い合わせください。

申込用紙：当協会のホームページからダウンロードしてください。

U R L：https://www.02-ksk.or.jp

— 2021年度全国統一防火標語 —



おうち時間  
家族で点検  
火の始末

〈令和3年1月以降の主な通知等〉

| 発 番 号    | 日 付   | 発 信 者   | 標 題   |
|----------|-------|---------|---|
| 事務連絡     | 1月6日  | 消防庁予防課  | 基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）                                    |
| 消防予第2号   | 1月8日  | 消防庁予防課長 | 住宅用火災警報器の設置状況等調査について  |
| 事務連絡     | 1月18日 | 消防庁予防課  | 「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」等を参考に防火安全対策を講じた大規模倉庫の事例について                          |
| 消防予第17号  | 1月22日 | 消防庁次長   | 「消防法施行規則第四条の二の四第一項ただし書及び第三十一条の六第四項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定める件」の公布・施行について     |
| 消防予第22号  | 1月28日 | 消防庁予防課長 | 東京都港区における二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について  |
| 事務連絡     | 2月2日  | 消防庁予防課  | 令和2年1月から同年9月までに発生した製品火災に関する調査結果について   |
| 消防予第132号 | 3月26日 | 消防庁予防課長 | 倉庫における火災危険性の把握等について   |
| 事務連絡     | 3月29日 | 消防庁予防課  | 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の更改に伴う運用開始について   |
| 消防予第131号 | 3月31日 | 消防庁予防課長 | 「消防用設備等点検アプリ」の本格運用開始について  |
| 消防予第157号 | 4月7日  | 消防庁予防課長 | 令別表第一（6）項に掲げる防火対象物における避難器具の設置状況等に係る調査について                                     |
| 事務連絡     | 4月9日  | 消防庁予防課  | 消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）  |
| 消防予第187号 | 4月15日 | 消防庁予防課長 | 東京都新宿区における二酸化炭素消火設備の放出事故を受けた注意喚起について  |
| 事務連絡     | 4月19日 | 消防庁予防課  | 地下駐車場等に使用される二酸化炭素消火設備の点検作業等における労働災害の防止について（情報提供）                              |
| 消防予第231号 | 5月10日 | 消防庁予防課長 | 電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について   |
| 消防応第29号  | 5月20日 | 消防庁長官   | 火災・災害等即報要領等の一部改正について（通知）  |
| 消防予第220号 | 5月24日 | 消防庁次長   | 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件及び耐火電線の基準の一部を改正する件の公布について |
| 消防予第270号 | 5月27日 | 消防庁予防課長 | 消防用設備等の点検要領の一部改正について  |
| 事務連絡     | 7月1日  | 消防庁予防課  | 令和2年1月から令和2年12月までに発生した製品火災に関する調査結果について  |
| 消防予第362号 | 7月26日 | 消防庁予防課長 | エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起について  |

## 協会からのお知らせ

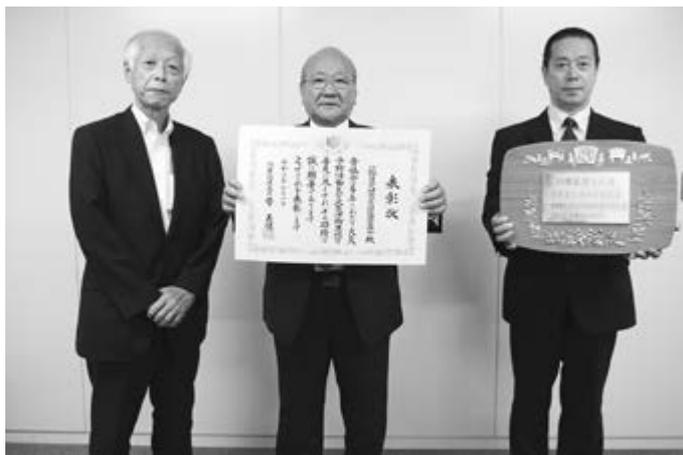
### 当協会が「令和3年安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）」を受賞しました！

安全功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民の一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、その習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活の安全を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき行われているもので、今回個人3名、団体3団体が受賞しました。

#### <功績の概要>

「神奈川県消防設備安全協会は、昭和52年3月の法人設立以来今日まで、消防設備等業務に携わる消防設備士及び消防設備点検資格者等の資質向上に向けた指導者育成並びに消防用設備等設置維持の適正化や各種防災減災活動の推進を通じて、防火防災思想の普及啓発に積極的な役割を果たすなど、火災その他の災害から生命身体の安全と財産の被害の軽減を図り、もって、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的としてきた。

この趣旨に沿った協会の事業活動の展開は、県下全域における防火対象物及び一般住宅の防火安全の徹底と地域住民に対する防火・防災意識の高揚に多大な貢献をしている。」



コロナウイルス感染拡大防止のため、表彰式は行われず、門山泰明一般財団法人日本消防設備安全センター理事長（写真左）から西津英二一般財団法人神奈川県消防設備安全協会理事長（写真中央）に表彰状が授与されました。（令和3年7月26日 東京都港区日本消防設備安全センター）

### 第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施日程

第1種 令和3年12月1日～3日      第2種 令和3年12月7日～9日  
（申請期間 令和3年9月21日から9月30日）  
第1種 令和4年3月2日～4日      第2種 令和4年3月9日～11日

### 第1種・第2種消防設備点検資格者再講習実施日程

第1種 令和4年1月19日      第2種 令和4年1月20日  
  
第1種 令和4年2月8日・15日      第2種 令和4年2月9日・16日  
  
第1種 令和4年3月23日      第2種 令和4年3月24日

## 点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

### 点検推進指導員派遣制度の流れ

- ◎点検立会いの依頼  
建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。
- ◎点検実施状況の確認  
点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。
- ◎点検立会確認の通知  
点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



## 優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

### 優良点検事業所認定制度の流れ

- ◎優良点検事業所認定の申請  
点検事業者から申請します。
- ◎点検実施状況の確認  
点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。
- ◎優良点検事業所の認定  
点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。  
認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定証」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp